

(証券コード 7725)

2019年8月2日

株 主 各 位

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地

株式会社インターアクション

代表取締役 木 地 英 雄
会長兼社長

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により、議決権を行使いただくことが可能ですので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年8月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

3頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2019年8月22日（木曜日）午後5時までにインターネットにより議決権をご行使下さい。

【複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い】

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承下さい。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年8月23日（金曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番28号
「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」（旧「横浜国際ホテル」）
2階 「トリニティ」

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第27期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
- 第 2 号 議 案 取締役5名選任の件
- 第 3 号 議 案 監査役3名選任の件
- 第 4 号 議 案 役員向け株式給付信託制度の継続・一部改定に関する件
- 第 5 号 議 案 事前警告型買収防衛策の継続に関する件

4. 株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに事業報告・連結計算書類・計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.inter-action.co.jp>）において、修正後の事項を掲載いたしますのでご了承下さい。

以 上

〇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.inter-action.co.jp>）に掲載しておりますので、法令及び当社定款第13条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載していません。

従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告は、監査役が監査をした事業報告の一部であり、同連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、当日は午前10時30分より受付を開始いたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

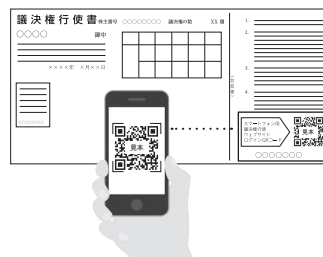
2019年8月22日（木曜日）
午後5時00分完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード
を読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

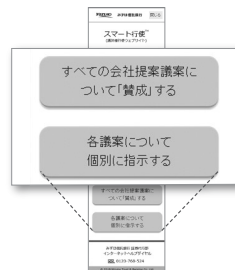


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。



書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

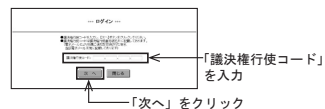
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

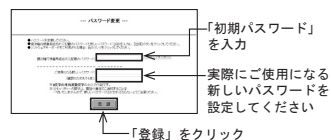
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

事業報告

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループでは、事業セグメントを「IoT関連事業」「環境エネルギー事業」「インダストリー4.0推進事業」に分けて活動を行っております。各セグメントの事業環境は下記のとおりであります。

IOT関連事業セグメントでは、イメージセンサの生産工程における品質検査で使用する検査用光源装置及び瞳モジュールを、イメージセンサメーカー向けに製造・販売しております。

現在イメージセンサ市場では、複数台のカメラを搭載したスマートフォンの普及が進んでいることから、スマートフォンカメラ向けイメージセンサの需要が伸びると予想されております。また、中長期的には自動車の自動運転に不可欠な車載向けイメージセンサの需要も高まってくるとの予想もされております。そのため、イメージセンサメーカーでは生産キャパシティ強化のための設備投資意欲が高い状況となっております。

環境エネルギー事業セグメントでは、大量印刷を行うための印刷機（輪転機）と一緒に使用する乾燥脱臭装置や、工場向けの排ガス処理装置を製造・販売しております。

印刷機業界は、ITの普及により新規の設備投資は縮小しているものの、輪転機の経年劣化による買換えが毎年一定数発生するほか、定期的なメンテナンス需要が存在しております。現在は競合他社がほぼ存在しないため、当社グループではこれらの需要を安定的に取込んでおります。さらに今後は、海外への展開にも力を入れていく予定であります。

インダストリー4.0推進事業セグメントでは、主にディスプレイの生産過程で支障となる振動を取り除くための除振装置をディスプレイメーカー向けに製造・販売しているほか、歯車が設計図通りの形状となっているかを調べる歯車試験機を、歯車メーカー向けに製造・販売しております。

現在フラットパネル・有機ELディスプレイ業界では、生産設備への投資が落ち着いた状況が続いているものの、メーカーの潜在的な設備投資意欲は存在していると

予想しております。

また、歯車試験機市場においては、景気変動に左右されるものの、市場規模はほぼ横ばいの状況が続いております。歯車試験機は主に自動車産業向け製品に使用されることが多いため、自動車生産台数の増加が予想される海外での営業活動を強化しております。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は7,986百万円（前期の売上高6,009百万円に比し、32.9%の増加）、売上高の増加等により売上総利益は3,859百万円（前期の売上総利益2,679百万円に比し、44.0%の増加）、営業利益は1,980百万円（前期の営業利益1,006百万円に比し、96.8%の増加）、経常利益は1,943百万円（前期の経常利益988百万円に比し、96.7%の増加）、最終の親会社株主に帰属する当期純利益は1,386百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益686百万円に比し、101.9%の増加）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

（IoT関連事業）

主にスマートフォンカメラの複眼化によるイメージセンサの需要拡大を背景に、当社の主要販売先であるイメージセンサメーカーにおいて、設備投資が活発に行われました。そのため、当社グループの主力製品であるCCD及びCMOSイメージセンサ向け検査用光源装置及び瞳モジュールの販売が好調に推移いたしました。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は4,971百万円（前期の売上高2,722百万円に比し、82.6%の増加）、セグメント利益は2,591百万円（前期のセグメント利益1,491百万円に比し、73.8%の増加）となりました。

（環境エネルギー事業）

国内市場では、印刷機の更新及びメンテナンス需要を着実に取り込めてはいるものの、印刷に使用する用紙の値上げによる印刷機メーカーの設備投資意欲は減衰する状況となりました。そのため、当セグメントの主要製品となるオフセット輪転印刷機向け乾燥脱臭装置の販売は低調な推移となりました。

一方で、海外向け製品の販売拡大に注力し、中国向け排ガス処理装置の初号機の納入を行うなど、実績を積み上げました。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は1,131百万円（前期の売上高1,239百万円に比し、8.6%の減少）、セグメント利益は54百万円（前期のセグメント利益100百万円に比し、46.2%の減少）となりました。

(インダストリー4.0推進事業)

精密除振装置の国内需要は比較的好調であったものの、海外メーカーの設備投資意欲は年間を通して落ち着いた状況が続きました。

歯車業界においては、米中の関係悪化等の問題により顧客の設備投資判断が慎重となった影響もあり、歯車試験機の販売は落ち着いた状況となりました。一方で、2019年4月上旬にはトルコにおいて工作機械の展示会へ出展し、新規マーケットの開拓を推進いたしました。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は1,882百万円（前期の売上高2,047百万円に比し、8.0%の減少）、セグメント利益は65百万円（前期のセグメント利益30百万円に比し、116.6%の増加）となりました。

2. 資金調達の状況

2019年3月4日に第三者割当の方法により、SMBC日興証券株式会社を割当先とした行使価格修正条項付第10回新株予約権を発行いたしました。当連結会計年度中に第10回新株予約権14,581個が行使され、合計で2,298百万円の資金調達を行いました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は136百万円となりました。

4. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2015年6月1日から 2016年5月31日まで)	第 25 期 (2016年6月1日から 2017年5月31日まで)	第 26 期 (2017年6月1日から 2018年5月31日まで)	第 27 期 (2018年6月1日から 2019年5月31日まで)
売 上 高 (千円)	5, 078, 243	5, 369, 179	6, 009, 224	7, 986, 421
経 常 利 益 (千円)	443, 372	417, 203	988, 305	1, 943, 927
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	310, 334	394, 509	686, 604	1, 386, 283
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	31円95銭	41円52銭	72円58銭	141円13銭
総 資 産 (千円)	5, 853, 766	5, 015, 203	6, 573, 803	10, 388, 969
純 資 産 (千円)	2, 822, 340	3, 134, 401	3, 682, 465	7, 306, 968

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2015年6月1日から 2016年5月31日まで)	第 25 期 (2016年6月1日から 2017年5月31日まで)	第 26 期 (2017年6月1日から 2018年5月31日まで)	第 27 期 (2018年6月1日から 2019年5月31日まで)
売 上 高 (千円)	1, 733, 029	1, 586, 669	2, 964, 760	5, 233, 334
経 常 利 益 (千円)	311, 123	196, 280	890, 718	1, 986, 831
当 期 純 利 益 (千円)	239, 791	296, 356	696, 205	1, 501, 664
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	24円69銭	31円19銭	73円59銭	152円88銭
総 資 産 (千円)	3, 608, 199	3, 613, 640	4, 923, 754	9, 224, 069
純 資 産 (千円)	2, 501, 009	2, 704, 151	3, 245, 854	7, 009, 718

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

5. 対処すべき課題

当社グループは、クライアントの様々なご要望にお応えするための創意工夫と技術革新を常に行い、成長し続けていくために、経営体質の強化を図ることを目的として、以下の課題に取り組んでまいります。

①技術開発体制の強化

当社グループが属している市場は、技術的最先端市場であります。当社グループが今後も競争優位を発揮し、高収益性を維持するためには、時代の先を行く、技術開発体制構築が不可欠であります。また技術開発には粘り強い実験が不可欠で問題の答えを自分で探することができる人材採用を重要視しております。

②クライアントニーズへの迅速な対応

当社グループは、製品技術力だけでなく、創業以来のモットーである「クライアントファースト」を合言葉としたきめ細やかな対応サポートも当社グループの競争力維持には不可欠であります。グループ従業員に対しては、常日頃「クライアントファースト」を徹底するよう指導し、お客様の心のヒダをつかむ事業展開をしてまいります。

③原価低減と生産効率の向上

製造メーカーにとって高品質を維持しながらの原価低減並びに生産の効率化は永遠のテーマであります。当社グループといたしましては、この課題に取り組むため、より一層の生産性の向上並びに製造体制の構築に努めていく所存であります。

④経営基盤の強化

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実、リスク管理やコンプライアンスを含む内部統制システムが有効に機能するよう、組織体制や運用方法を継続的に見直し、経営基盤のより一層の強化を図ってまいります。

社員教育につきましても、コンプライアンス研修、階層別研修など、全役職員を対象に積極的に実施し、経営基盤の強化に努めてまいります。

6. 主要な事業内容

当社グループの事業は、「IoT関連事業」「環境エネルギー事業」及び「インダストリー4.0推進事業」の3つを報告セグメントとしております。各事業の内容は以下のとおりであります。

(1) IoT関連事業

撮像半導体（CCD及びC-MOSイメージセンサ）の製造工程における検査用光源装置等の開発・製造・販売を行っております。

(2) 環境エネルギー事業

輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等の開発・仕入・製造・販売を行っております。

(3) インダストリー4.0推進事業

精密除振装置等の開発・製造・販売、歯車の製造に欠かせない接触型検査装置の開発・製造・販売、3DCAD技術を用いたプラントの配管等の設計、業務システムの開発支援及びオラソニックブランドによるオーディオ製品の販売を行っております。

セグメント	主 要 製 品
I o T 関 連 事 業	CCD及びC-MOSイメージセンサ向け検査用光源装置、瞳モジュール等
環 境 エ ネ ル ギ ー 事 業	輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等
イ ン ダ ス ト リ ー 4 . 0 推 進 事 業	精密除振装置、歯車試験機、オーディオ製品等

7. 主要な営業所及び工場

(1) 当社

本 社

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地

山下町オフィス

神奈川県横浜市中区山下町2番地

熊本事業所

熊本県合志市福原1番地36

千葉事業所

千葉県千葉市中央区本千葉町1番11号

(2) 子会社

西安朝陽光伏科技有限公司	R o o m : 1 5 0 2 , N O , 3 4 K e j i Road, TowerB, OujinGarden Gaoxin District Xi'an Shaanxi China
陝西明立精密設備有限公司 (旧 陝西朝陽益同精密設備有限公司)	Shaaxi Province Xixian new area, Jinghe new city, Yongle town, Nan liu village, Jing gan four street
株式会社エア・ガシズ・テクノス	東京都台東区台東四丁目27番5号
明立精機株式会社	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番25号
MEIRITZ KOREA CO., LTD	459 Banwol-dong, Hwaseong-si, Gyeonggi-do, Korea
MEIRITZ SHANGHAI CO., LTD	No. 336 Yuan Hui Road, Bao Shan District, Shanghai, China
株式会社東京テクニカル	神奈川県横浜市中区山下町2番地
Taiwan Tokyo Technical Instruments Corp.	No. 498, BANNAN RD., ZHONGHE DIST., NEW TAIPEI CITY, TAIWAN(R. O. C.)
TOKYO TECHNICAL INSTRUMENTS (SHANGHAI) CO., LTD	Room 357, Floor 3, Nujiangbei Road No. 399, Putuo District, Shanghai, China

8. 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 数(名)	前連結会計年度末 比 増 減 (名)
I o T 関 連 事 業	28 (36)	5 (15)
環 境 エ ネ ル ギ ー 事 業	22 (3)	— (△1)
イ ン ダ ス ト リ ー 4 . 0 推 進 事 業	81 (18)	△7 (△4)
全 社 (共 通)	14 (6)	△4 (1)
合 計	145 (63)	△6 (11)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、アルバイト、契約社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

9. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	454,527千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	123,917千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	65,000千円

10. 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主要な事業内容
西安朝陽光伏科技有 限 公 司	40,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
株式会社エア・ガシズ・テクノス	50,000千円	100.00%	環境エネルギー事業
明立精機株式会社	30,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
MEIRITZ KOREA C O . , L T D	100,000千ウォン	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
陝西明立精密設備有 限 公 司 (旧 陝西朝陽益同精密設備有限公 司)	2,000千元	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
株 式 会 社 東 京 テ ク ニ カ ル	10,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
Taiwan Tokyo T e c h n i c a l I n s t r u m e n t s C o r p .	7,200千台湾ドル	100.00%	インダストリー4.0 推進事業

(注) 議決権比率は、間接保有を含んでおります。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 25,400,000株
2. 発行済株式の総数 11,510,200株(うち自己株式425,628株)
(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,458,100株増加しております。
3. 株主数 8,654名
4. 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	株 1,159,100	% 10.46
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, LUXEMBOURG R E F : U C I T S	463,800	4.19
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	348,600	3.15
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 4 2	312,100	2.82
木 地 英 雄	305,600	2.76
栗 村 昌 昭	232,200	2.10
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/ C P B CAYMAN CLIENTS	223,796	2.02
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	214,400	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 5)	183,700	1.66
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N (I N T E R N A T I O N A L) L I M I T E D 1 3 1 8 0 0	147,200	1.33

(注) 当社は自己株式425,628株(信託が保有する当社株式37,528株を除く。)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況

当社の中長期的な成長を牽引するFA画像処理、レーザー加工技術等の新規分野に係るM&A及び資本・業務提携、設備投資資金、並びに研究開発費及び人材採用費に必要な資金を確保することを目的として、2019年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月4日に第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、割当てを行っております。

第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の内容は、以下のとおりであります。

新株予約権の総数	20,000個
発行価額	本新株予約権1個当たり2,100円 (総額42,000千円)
当該発行による 潜在株式数	普通株式 2,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
調達資金の額（新株予約権の 行使に際して出資される財産 の価額）	4,404,000千円（差引手取概算額）（注）
行使価額及び行使価額の修正 条件	当初行使価額: 1株当たり2,185円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の92%に相当する金額に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額1,530円を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をS M B C日興証券株式会社に割当てしております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

また、第10回新株予約権については2019年4月19日の取締役会決議に基づき、2019年5月9日付で残存する全ての当該新株予約権(5,419個)をSMB C日興証券株式会社より取得し、直ちに消却しております。

Ⅳ 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長	木 地 英 雄		
代表取締役副社長	木 地 伸 雄		西安朝陽光伏科技有限公司董事長 株式会社エア・ガシズ・テクノス監査役 明立精機株式会社代表取締役社長 株式会社東京テクニカル 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役	山 本 和 宏	営業第1部部長	
取 締 役 (社外取締役)	北 政 巳		創 価 大 学 名 誉 教 授
取 締 役 (社外取締役)	金 木 宏 之		
常 勤 監 査 役	戸 原 素		
監 査 役 (社外監査役)	田 代 芳 英	税理士	田 代 芳 英 税 理 士 事 務 所 所 長 田 代 芳 英 行 政 書 士 事 務 所 所 長
監 査 役 (社外監査役)	山 崎 哲 央	弁護士	東 京 北 辰 法 律 事 務 所 所 長 一 般 社 団 法 人 ネ ク サ ス 代 表 理 事 株 式 会 社 アイ ホ ー 社 外 監 査 役 学 校 法 人 海 城 学 園 監 事

(注) 1. 監査役田代芳英氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 社外取締役北政巳氏、金木宏之氏及び社外監査役田代芳英氏、山崎哲央氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員であります

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員(名)	金 額(千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (2)	282,965 (6,765)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,045 (6,847)
計 (うち社外役員)	8 (4)	295,010 (13,612)

(注) 1. 上記報酬等の総額は、2018年6月1日から2019年5月31日までの期間に在籍していた役員が対象となります。

2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額126,000千円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	北 政 巳	創 価 大 学 名 誉 教 授
社外取締役	金 木 宏 之	
社外監査役	田 代 芳 英	田 代 芳 英 税 理 士 事 務 所 所 長 田 代 芳 英 行 政 書 士 事 務 所 所 長
社外監査役	山 崎 哲 央	東 京 北 辰 法 律 事 務 所 所 長 一 般 社 団 法 人 ネ ク サ ス 代 表 理 事 株 式 会 社 ア イ ホ ー 社 外 監 査 役 学 校 法 人 海 城 学 園 監 事

(注) 1. 社外監査役 山崎哲央氏は、東京北辰法律事務所代表であります。当社は東京北辰法律事務所と法律顧問業務委託契約を締結しておりますが、当社からの支払い報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、業務委託の内容は日常業務における法務相談の範囲内であります。

2. その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	北 政 巳	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。経済学者としての豊富な経験と専門知識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	金 木 宏 之	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。金融機関での豊富な業務経験を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	田 代 芳 英	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。また監査役会には12回の全てに出席し、税理士としての専門的な見地から、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	山 崎 哲 央	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。また監査役会には、12回全てに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、議案の審議等に有用な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は含めておりません。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

誠栄監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 22百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 22百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠等を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等の額について同意しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

VI 会社の体制及び方針

当社は、当社グループにおける内部統制システムの構築の基本方針を、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

1. 会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制について

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役自らコンプライアンスの重要性を訴え、従業員の声に真摯に耳を傾け、その問題を会社の問題として捉え、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において審議します。
- ② 従業員は、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動基準」に則り、各自業務に取り組んでいます。
- ③ また、当社は取締役会の決議事項を整備しており、取締役会は当該決議事項に則り、会社の業務執行に必要な事項を決定しております。
- ④ 代表取締役は、取締役会の決議及び社内規程に基づき、職務を執行しています。
- ⑤ 情報開示管理については、「情報開示規程」に基づき、適時適切な方法により開示を行います。
- ⑥ また、コンプライアンス等内部統制の整備状況は、内部監査部門により定期的に監査され、取締役社長に報告しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 取締役会における決議事項及び報告事項に関する情報については、法令及び取締役会規程にしたがい取締役会議事録を作成し、適切に管理・保存しております。
- ② 当社は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適正に文書（電磁的記録を含む。）の保存を行っています。また、重要な文書については、閲覧権限者を制限しております。
- ③ 情報の管理については、「情報管理規程」、「システム運用管理規程」及び「個人情報保護に関するガイドライン」等を定め、情報の取扱方法及び管理体制の強化に努めています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社に纏わるリスクを把握し、未然に防ぐことが健全な事業活動に不可欠であると認識しています。

- ① 代表取締役は、当社のリスクを把握しており、かつ代表取締役自らが主導又は関与して、コンプライアンス違反行為が行われないよう努めています。
- ② リスクの全社的対応は経営管理部経営管理課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行います。

- ③ 有事においては、「経営危機管理規程」に基づき、取締役社長を対策本部長とする緊急対策本部がこれにあたります。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、毎月1回定期的に、また必要があればその都度取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を法令又は定款に従っています。
 - ② また、取締役会において承認された年度予算を当社グループの目標としており、毎月取締役会に予算と実績について報告を行っています。
- (5) 当社並びにその連結対象子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ会社運営に関する当社の窓口は、経営管理部経営管理課としています。
 - ② 当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置くとともに、コンプライアンス委員会が、グループ全体を統括して業務の適正化を図っています。
 - ③ 経営管理部長は、グループ会社の内部統制システム整備の指導を行います。
 - ④ 内部監査部門は、グループ全体の内部監査を実施し、これを社長へ報告します。
 - ⑤ なお、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行っています。
 - ⑥ また、経営管理部長及び常勤監査役を窓口とする相談・通報体制は、グループ会社にも適用しており、運用されています。

2. 会社法施行規則第100条第3項の各号に掲げる体制について

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、補助使用人の体制について検討しています。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めています。
- (3) 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 補助使用人を置く場合、当該使用人は監査役に専属とすることとしています。
- (4) 監査役への報告に関する体制
 - ① 代表取締役及び業務執行を担当する取締役（以下「代表取締役等」という。）は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、各取締役の担当する業務の執行状況の報告を行います。

- ② 代表取締役等は、次の事項を発見し次第、直ちに監査役に対し、報告を行います。
 - 1) 会社信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - 2) 会社の業績に多大な悪影響を及ぼしたものの、又はその恐れのあるもの
 - 3) 社内外の環境、安全、衛生及びP L（製造物責任）に関する重大な被害を与えたもの、もしくはその恐れのあるもの
 - 4) コンプライアンス行動基準への違反で重大なもの
 - 5) その他、上記1)～4)に準じる事項
- (5) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。
- (6) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職員の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しています。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができますとしています。
- (7) 監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社では、監査役 of 過半数は独立社外監査役とし、対外的透明性を確保しています。当該社外監査役は、法令に定める要件に該当する者とします。
 - ② 監査役は、社内の重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができます。また、代表取締役等、内部監査部門は、監査役に対して定期的に報告をしています。
 - ③ また監査役は、業務執行の意思決定に関する書類等を、適時に閲覧することができます。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

当期における主な取組み

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修会を実施するとともにコンプライアンスに対する取組みに関する社内メールを随時配信し、周知徹底を図りました。

(2) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」に基づき、内部統制評価を実施しました。

(3) 内部監査体制

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部                   |                   |
|-----------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目                       | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>8,911,516</b>  | <b>流 動 負 債</b>            | <b>2,360,014</b>  |
| 現 金 及 び 預 金     | 4,799,286         | 支払手形及び買掛金                 | 513,562           |
| 受取手形及び売掛金       | 1,172,506         | 短 期 借 入 金                 | 70,000            |
| 電 子 記 録 債 権     | 1,400,050         | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債       | 60,000            |
| 営業投資有価証券        | 53,441            | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 335,043           |
| 商 品 及 び 製 品     | 182,607           | 未 払 法 人 税 等               | 522,759           |
| 仕 掛 品           | 873,819           | 製 品 保 証 引 当 金             | 32,532            |
| 原材料及び貯蔵品        | 429,174           | 役員株式給付引当金                 | 134,400           |
| そ の 他           | 51,800            | そ の 他                     | 691,716           |
| 貸 倒 引 当 金       | △51,169           | <b>固 定 負 債</b>            | <b>721,986</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>1,477,452</b>  | 社 債                       | 150,000           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>704,166</b>    | 長 期 借 入 金                 | 438,606           |
| 建物及び構築物         | 324,178           | 繰 延 税 金 負 債               | 1,830             |
| 機械装置及び運搬具       | 77,883            | 株 式 給 付 引 当 金             | 2,644             |
| 土 地             | 165,149           | 退職給付に係る負債                 | 91,462            |
| そ の 他           | 136,954           | 資 産 除 去 債 務               | 10,144            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>413,487</b>    | そ の 他                     | 27,298            |
| の れ ん           | 366,113           | <b>負 債 合 計</b>            | <b>3,082,000</b>  |
| そ の 他           | 47,373            | <b>純 資 産 の 部</b>          |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>359,798</b>    | <b>株 主 資 本</b>            | <b>7,316,861</b>  |
| 投資有価証券          | 33,819            | 資 本 金                     | 1,760,299         |
| 繰 延 税 金 資 産     | 191,415           | 資 本 剰 余 金                 | 2,719,603         |
| そ の 他           | 139,557           | 利 益 剰 余 金                 | 3,065,143         |
| 貸 倒 引 当 金       | △4,993            | 自 己 株 式                   | △228,185          |
|                 |                   | その他の包括利益累計額               | △9,893            |
|                 |                   | 為替換算調整勘定                  | △9,893            |
|                 |                   | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>7,306,968</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>10,388,969</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      | <b>10,388,969</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 損 益 計 算 書

(自 2018年6月1日)  
(至 2019年5月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額      |           |
|-----------------------|----------|-----------|
|                       | 内 訳      | 合 計       |
| 売 上 高                 |          | 7,986,421 |
| 売 上 原 価               |          | 4,127,101 |
| 売 上 総 利 益             |          | 3,859,319 |
| 販売費及び一般管理費            |          | 1,879,190 |
| 営 業 利 益               |          | 1,980,129 |
| 営 業 外 収 益             |          |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 1,191    |           |
| 貸 与 資 産 賃 貸 料         | 12,716   |           |
| 雑 収 入                 | 5,548    | 19,456    |
| 営 業 外 費 用             |          |           |
| 支 払 利 息               | 11,808   |           |
| 貸 与 資 産 諸 費 用         | 29,059   |           |
| 為 替 差 損               | 5,425    |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失   | 7,200    |           |
| 雑 損 失                 | 2,164    | 55,659    |
| 経 常 利 益               |          | 1,943,927 |
| 特 別 利 益               |          |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 2,026    | 2,026     |
| 特 別 損 失               |          |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 7,587    |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損     | 1,534    | 9,122     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |          | 1,936,831 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 656,369  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △105,821 | 550,547   |
| 当 期 純 利 益             |          | 1,386,283 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |          | 1,386,283 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2018年6月1日）  
（至 2019年5月31日）

（単位：千円）

|                                             | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|---------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                                             | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本<br>合 計 |
| 2018年6月1日 残高                                | 610,982   | 1,570,286 | 1,804,372 | △317,263 | 3,668,377   |
| 連結会計年度中の変動額                                 |           |           |           |          |             |
| 新 株 の 発 行                                   | 1,149,317 | 1,149,317 |           |          | 2,298,634   |
| 剰 余 金 の 配 当                                 |           |           | △125,512  |          | △125,512    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                     |           |           | 1,386,283 |          | 1,386,283   |
| 自己株式の取得                                     |           |           |           | △49,974  | △49,974     |
| 信託による自己株式の譲渡                                |           |           |           | 139,051  | 139,051     |
| 株主資本以外の項目の<br>連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額（純 額） |           |           |           |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                               | 1,149,317 | 1,149,317 | 1,260,771 | 89,077   | 3,648,483   |
| 2019年5月31日 残高                               | 1,760,299 | 2,719,603 | 3,065,143 | △228,185 | 7,316,861   |

|                                             | その他の包括利益累計額      |              |                   | 純資産合計     |
|---------------------------------------------|------------------|--------------|-------------------|-----------|
|                                             | その他有価証<br>券評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |
| 2018年6月1日 残高                                | 2,049            | 12,038       | 14,088            | 3,682,465 |
| 連結会計年度中の変動額                                 |                  |              |                   |           |
| 新 株 の 発 行                                   |                  |              |                   | 2,298,634 |
| 剰 余 金 の 配 当                                 |                  |              |                   | △125,512  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                     |                  |              |                   | 1,386,283 |
| 自己株式の取得                                     |                  |              |                   | △49,974   |
| 信託による自己株式の譲渡                                |                  |              |                   | 139,051   |
| 株主資本以外の項目の<br>連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額（純 額） | △2,049           | △21,931      | △23,981           | △23,981   |
| 連結会計年度中の変動額合計                               | △2,049           | △21,931      | △23,981           | 3,624,502 |
| 2019年5月31日 残高                               | －                | △9,893       | △9,893            | 7,306,968 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部              |                  |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,125,474</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,704,697</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 4,111,978        | 買 掛 金                | 194,922          |
| 売 掛 金                  | 663,164          | 1年内償還予定の社債           | 60,000           |
| 電 子 記 録 債 権            | 1,305,530        | 1年内返済予定の長期借入金        | 200,288          |
| 営 業 投 資 有 価 証 券        | 53,441           | リ ー ス 債 務            | 6,542            |
| 商 品 及 び 製 品            | 121,904          | 未 払 金                | 266,081          |
| 仕 掛 品                  | 707,327          | 未 払 費 用              | 910              |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 146,840          | 未 払 法 人 税 等          | 515,940          |
| 前 払 費 用                | 19,199           | 未 払 消 費 税 等          | 32,091           |
| そ の 他                  | 37,921           | 前 受 金                | 259,945          |
| 貸 倒 引 当 金              | △41,834          | 預 り 金                | 11,151           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,098,594</b> | 前 受 収 益              | 1,153            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>478,981</b>   | 製 品 保 証 引 当 金        | 20,731           |
| 建 物                    | 221,616          | 役 員 株 式 給 付 引 当 金    | 134,400          |
| 機 械 装 置                | 43,161           | そ の 他                | 539              |
| 工 具 器 具 備 品            | 72,721           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>509,653</b>   |
| 土 地                    | 100,250          | 社 債                  | 150,000          |
| リ ー ス 資 産              | 28,680           | 長 期 借 入 金            | 320,464          |
| 建 設 仮 勘 定              | 12,550           | リ ー ス 債 務            | 23,498           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>104,168</b>   | 株 式 給 付 引 当 金        | 2,644            |
| の れ ん                  | 74,731           | 退 職 給 付 引 当 金        | 9,546            |
| 商 標 権                  | 412              | 長 期 預 り 保 証 金        | 3,500            |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 28,717           |                      |                  |
| 電 話 加 入 権              | 306              | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,214,350</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,515,445</b> | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| 投 資 有 価 証 券            | 10,000           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>7,009,718</b> |
| 関 係 会 社 株 式            | 1,248,873        | 資 本 金                | 1,760,299        |
| 出 資 金                  | 1,010            | 資 本 剰 余 金            | 2,743,569        |
| 関 係 会 社 出 資 金          | 40,000           | 資 本 準 備 金            | 1,760,299        |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 1,725            | そ の 他 資 本 剰 余 金      | 983,270          |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 261              | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>2,734,035</b> |
| 長 期 前 払 費 用            | 850              | 利 益 準 備 金            | 2,600            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 153,387          | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 2,731,435        |
| 敷 金                    | 43,221           | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 2,731,435        |
| 長 期 未 収 入 金            | 4,618            | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△228,185</b>  |
| そ の 他                  | 16,377           |                      |                  |
| 貸 倒 引 当 金              | △4,879           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>7,009,718</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>9,224,069</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>9,224,069</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2018年6月1日)  
(至 2019年5月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額      |           |
|-----------------------|----------|-----------|
|                       | 内 訳      | 合 計       |
| 売 上 高                 |          | 5,233,334 |
| 売 上 原 価               |          | 2,134,163 |
| 売 上 総 利 益             |          | 3,099,170 |
| 販売費及び一般管理費            |          | 1,329,853 |
| 営 業 利 益               |          | 1,769,317 |
| 営 業 外 収 益             |          |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 201,224  |           |
| 貸 与 資 産 賃 貸 料         | 12,816   |           |
| 為 替 差 益               | 3,536    |           |
| 経 営 指 導 料             | 12,000   |           |
| 業 務 受 託 収 入           | 24,600   |           |
| 雑 収 入                 | 3,014    | 257,190   |
| 営 業 外 費 用             |          |           |
| 支 払 利 息               | 8,129    |           |
| 社 債 利 息               | 522      |           |
| 支 払 保 証 料             | 1,114    |           |
| 貸 与 資 産 諸 費 用         | 29,059   |           |
| 雑 損 失                 | 849      | 39,676    |
| 経 常 利 益               |          | 1,986,831 |
| 特 別 利 益               |          |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 1,738    | 1,738     |
| 特 別 損 失               |          |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 3,677    | 3,677     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |          | 1,984,893 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 592,106  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △108,877 | 483,228   |
| 当 期 純 利 益             |          | 1,501,664 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2018年6月1日)  
(至 2019年5月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |               |               |         |                             |               |
|-------------------------|-----------|-----------|---------------|---------------|---------|-----------------------------|---------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     |               |               | 利益剰余金   |                             |               |
|                         |           | 資 準 備 金   | そ の 他 本 金 剰 余 | 資 剰 余 本 金 計 合 | 利 準 備 金 | そ の 他 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| 2018年6月1日残高             | 610,982   | 610,982   | 983,270       | 1,594,252     | 2,600   | 1,355,282                   | 1,357,882     |
| 事業年度中の変動額               |           |           |               |               |         |                             |               |
| 新株の発行                   | 1,149,317 | 1,149,317 |               | 1,149,317     |         |                             |               |
| 剰余金の配当                  |           |           |               |               |         | △125,512                    | △125,512      |
| 当期純利益                   |           |           |               |               |         | 1,501,664                   | 1,501,664     |
| 自己株式の取得                 |           |           |               |               |         |                             |               |
| 信託による自己株式の譲渡            |           |           |               |               |         |                             |               |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |               |               |         |                             |               |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,149,317 | 1,149,317 | —             | 1,149,317     | —       | 1,376,152                   | 1,376,152     |
| 2019年5月31日残高            | 1,760,299 | 1,760,299 | 983,270       | 2,743,569     | 2,600   | 2,731,435                   | 2,734,035     |

|                         | 株 主 資 本  |             | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------|-------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |           |
| 2018年6月1日残高             | △317,263 | 3,245,854   | 3,245,854 |
| 事業年度中の変動額               |          |             |           |
| 新株の発行                   |          | 2,298,634   | 2,298,634 |
| 剰余金の配当                  |          | △125,512    | △125,512  |
| 当期純利益                   |          | 1,501,664   | 1,501,664 |
| 自己株式の取得                 | △49,974  | △49,974     | △49,974   |
| 信託による自己株式の譲渡            | 139,051  | 139,051     | 139,051   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |          |             | —         |
| 事業年度中の変動額合計             | 89,077   | 3,763,864   | 3,763,864 |
| 2019年5月31日残高            | △228,185 | 7,009,718   | 7,009,718 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年 7 月19日

株式会社インターアクション  
取締役会 御中

誠 栄 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 口 吉 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 吉 田 茂 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターアクションの2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターアクション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年 7 月19日

株式会社インターアクション  
取締役会 御中

誠 栄 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 口 吉 一 ㊞  
業務執行社員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 吉 田 茂 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターアクションの2018年6月1日から2019年5月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 膳本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月26日

株式会社インターアクション 監査役会

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 常 勤 監 査 役        | 戸 原 素 ㊞   |
| 監 査 役（社 外 監 査 役） | 田 代 芳 英 ㊞ |
| 監 査 役（社 外 監 査 役） | 山 崎 哲 央 ㊞ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営をベースに将来の成長に向けての投資を積極的に行いつつ、連結業績の反映度を高めながら安定的な配当を実施してまいります。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、前期末配当より 5 円増配することとし、1 株につき18円とさせていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金18円

配当総額 199,522,296円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年 8 月26日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                       | 所 有 する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1         | 木 地 英 雄<br>(1952年12月1日)                                                                                                                         | 1992年6月 当社設立<br>代表取締役社長<br>2006年8月 当社代表取締役会長兼CEO<br>2008年6月 当社代表取締役社長<br>2018年9月 当社代表取締役会長兼社長（現任）                                                                                                   | 305,600株         |
|           | <p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>木地英雄氏は当社を設立してから長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、経験と企業経営者としての豊かな経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任するところであります。</p> |                                                                                                                                                                                                     |                  |
| 2         | 木 地 伸 雄<br>(1982年5月28日)                                                                                                                         | 2006年4月 当社入社<br>2008年6月 当社取締役<br>2013年6月 当社専務取締役<br>2015年8月 当社代表取締役専務<br>2017年8月 当社代表取締役副社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>西安朝陽光伏科技有限公司 董事長<br>株式会社エア・ガシズ・テクノス 監査役<br>明立精機株式会社 代表取締役社長<br>株式会社東京テクニカル 代表取締役社長 | 64,224株          |
|           | <p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>木地伸雄氏は管理部門を指揮・統括し、また2017年8月から代表取締役副社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績とともに、経営全般に関する幅広い知見と見識を有していることから、引き続き取締役として選任するところであります。</p>   |                                                                                                                                                                                                     |                  |

| 候補者<br>番 号                                                                                                   | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                            | やま もと かず ひろ<br>山 本 和 宏<br>(1966年 7 月27日) | 1991年 4 月 アプライドマテリアルズジャパ<br>ン株式会社入社<br>1998年 3 月 平田機工株式会社入社<br>2000年10月 テラデザイン株式会社入社<br>2005年10月 当社入社<br>営業本部 副本部長<br>2007年 6 月 当社営業本部 本部長<br>2007年12月 当社営業本部第1 営業部 部長<br>2008年 7 月 当社熊本事業所 副所長兼任<br>2014年 6 月 当社営業第1 部 部長(現任)<br>2017年 2 月 当社取締役 (現任) | 2, 000株           |
| 〔取締役候補者とした理由〕<br>山本和宏氏は、長年にわたり営業部門を率いる存在として活躍してまいりました。当社の事業や製品に関する豊かな経験と知識を有していることから、引き続き取締役として選任するところであります。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |
| 4                                                                                                            | きた まさ み<br>北 政 巳<br>(1945年 3 月26日)       | 1971年 4 月 創価大学 経済学部 専任講師<br>1975年 4 月 同大学 経済学部 助教授<br>1984年 4 月 同大学 経済学部 教授<br>1988年 4 月 同大学 国際部長<br>1998年 4 月 同大学 副学長補<br>2004年 4 月 同大学 比較文化研究所所長<br>2015年 8 月 当社社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>創価大学 名誉教授                                                | 一株                |
| 〔社外取締役候補者とした理由〕<br>北政巳氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学で教鞭を執り経済学者として豊富な経験と専門知識を有していることから、引き続き社外取締役として選任するところであります。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                            | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5                                                                                                                                                    | かね き ひろ ゆき<br>金 木 宏 之<br>(1973年 7 月 15 日) | 1998年 2 月 JPモルガン銀行入行<br>2000年10月 プライスウォーターハウスクー<br>パスコンサルタント株式会社<br>入社<br>2006年 4 月 日興コーディアル証券株式会社<br>入社<br>2017年 8 月 当社社外取締役 (現任)<br>2018年 1 月 株式会社LIFULL senior入社<br>管理部長 (現任)<br>2018年 8 月 エクスコムグローバル株式会社<br>社外取締役就任 (現任) | 一株                |
| 〔社外取締役候補者とした理由〕<br>金木宏之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融機関での豊富な業務経験に基づき、財務及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しており、経営の監督及び監査を適切に実行することが期待できることから、引き続き社外取締役として選任するところであります。 |                                           |                                                                                                                                                                                                                              |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、北政巳氏、金木宏之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 北政巳氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
4. 金木宏之氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                  | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | と は ら は じ め<br>戸 原 素<br>(1962年 2 月 8 日)                                                                                                                        | 1986年 4 月 株式会社ゴルフダイジェスト<br>社入社<br>1992年11月 明立精機株式会社入社<br>2000年11月 同社代表取締役社長<br>2014年10月 同社顧問<br>2015年 8 月 当社常勤監査役（現任）   | 一株             |
|            | 〔監査役候補者とした理由〕<br>戸原素氏は、明立精機株式会社において長年代表取締役社長を務めた経歴を持ち、豊富な経験・実績とともに、経営全般に関する幅広い知見と見識を、当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。                                              |                                                                                                                         |                |
| 2          | た し ょ う よ し ひ で<br>田 代 芳 英<br>(1978年 6 月 26 日)                                                                                                                 | 2003年10月 奥山寛樹税理士事務所入所<br>2006年11月 関野滋税理士事務所入所<br>2015年 8 月 当社社外監査役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>田代芳英税理士事務所 所長<br>田代芳英行政書士事務所 所長 | 一株             |
|            | 〔社外監査役候補者とした理由〕<br>田代芳英氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、田代芳英税理士事務所及び田代芳英行政書士事務所を開設し、所長を務めております。また、税理士の資格を持ち、税務の専門家として豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。 |                                                                                                                         |                |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                     | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                          | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | やま ざき のり お<br>山 崎 哲 央<br>(1972年4月18日)                                                                                                                        | 1998年4月 弁護士登録（東京弁護士会）<br>虎門中央法律事務所 入所<br>2005年4月 虎門中央法律事務所<br>パートナー<br>2007年1月 株式会社ジョイコシステムズ<br>社外監査役<br>2007年8月 株式会社シニアライフクリエ<br>イト 社外監査役<br>2017年2月 当社社外監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>一般社団法人ネクサス 代表理事<br>株式会社アイホー 社外監査役<br>東京北辰法律事務所 代表<br>学校法人海城学園 監事 | 一株             |
|            | 〔社外監査役候補者とした理由〕<br>山崎哲央氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、東京北辰法律事務所を開設し、代表を務めております。また、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として独立した客観的な立場から適切な判断を行い、監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

- (注) 1. 当社は、山崎哲央氏が代表を務める東京北辰法律事務所と法律顧問業務委託契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、田代芳英氏、山崎哲央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 田代芳英氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。
4. 山崎哲央氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年6か月になります。

## 第4号議案 役員向け株式給付信託制度の継続・一部改定に関する件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2014年8月27日開催の第22期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入し、2016年8月26日開催の第24期定時株主総会及び2018年8月24日開催の第26期定時株主総会においてそれぞれ株主の皆様のご承認をいただき（以下、2018年8月24日開催の第26期定時株主総会における決議を「原決議」といいます。）、本制度を一部改定の上、継続いたしました。

当社といたしましては、引き続き、上記目的のため、本制度を一部改定の上、継続させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本議案は、以上のような目的によるものであり、当社といたしましては、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役5名選任の件」を原案通りご承認いただいた場合、本制度の対象となる取締役の員数は3名（社外取締役を除きます。）となります。

### 2. 本制度における報酬等の額の算定方法及び内容並びに参考情報

従前の本制度の内容を一部改定の上、継続させていただきたく存じます。（原決議に際しての議案からの主な改定箇所は下線のとおりであります。）

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（社外取締役を除きます。）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位及び業績に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて、毎年給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

#### (2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除きます。）



### (3) 信託金額

本議案により、本制度の継続及び一部改定をご承認いただくことを条件として、当社は、今後、下記（５）及び（６）に従って給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に追加拠出いたします。本信託は、下記（４）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本議案により、本制度の継続及び一部改定をご承認いただいた場合、当社は、2020年5月末日で終了する事業年度から2021年5月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、「次期対象期間」といい、次期対象期間及び次期対象期間の経過後に開始する2事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続し、役員株式給付規程の定めに従い、本制度に基づく給付を行います。

当社は、次期対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に追加拠出いたします。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（５）のとおり、1事業年度当たり15万ポイントであるため、次期対象期間に関しては、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値及び後述の残存株式等を考慮して、30万株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、当社は、次期対象期間中、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。ご参考として、2019年7月11日の終値1,409円を適用した場合、上記の必要資金は、合計約422,700,000円となります。

また、次期対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための株式取得資金として合理的と判断する金額の資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は当該追加拠出を行おうとする対象期間以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

(4) 当社株式の取得

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分若しくは当社の新株式発行を引き受ける方法によりこれを実施します。

次期対象期間につきましては、30万株を上限として取得するものいたします。

(5) 取締役が付与されるポイント数の算定方法と上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績により定まる数のポイントが付与されます。

当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、各事業年度の連結経常利益の10%に相当する金額をポイント付与時における本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額で除した数を基礎とし、15万ポイントを上限といたします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、当社の業績の推移と今後の見通し、現在の当社の株価水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

(6) 当社株式等の給付及び報酬等の額の算定方法

受益者要件を充足した取締役は、毎年8月に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（5）で付与を受けたポイント数に相当する当社株式について、役員株式給付規程に定める給付日に、本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎といたします。また、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額といたします。

## 第5号議案 事前警告型買収防衛策の継続に関する件

当社は、2016年8月26日開催の第24期定時株主総会において、「事前警告型買収防衛策」（以下、「現プラン」といいます。）の導入に関し、株主の皆様にご承認いただきましたが、その有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、有効期限到来後の買収防衛策について検討を行いました結果、2019年7月12日開催の取締役会において、現プランを継続することについて、本定時株主総会にご提案することを決議いたしました。

本議案は、現プランの継続について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

継続する買収防衛策は、現プラン導入時にお示した当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿って、引き続き、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するとともに、当社の企業価値および株主の利益を毀損する買収を防止することを目的としております。

現プランの継続にあたり、現プランの一部見直し（以下、一部修正した新しいプランを「本プラン」といいます。）を行っておりますが、基本的なスキームの変更はございません。今回見直しを行った点は次のとおりです。

- ①当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型を一部削除して5つの類型とし、対抗措置の発動要件を限定いたしました。（Ⅲ．2．（1）．⑤．（ii））
- ②経営陣の恣意的な運用を排除するために、対抗措置の発動又は不発動の決議に係る独立委員会の勧告について、「最大限尊重する」としていたものを「必ず遵守する」旨に修正いたしました。（Ⅲ．2．（1）．⑥及びⅢ．3．（3）．①）
- ③その他、当社の事業内容、独立委員会の委員の一部変更及び一部語句の修正・整理を行いました。

### I．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値向上への取組み

#### (1) 当社の事業について

CCD及びCMOSなどのイメージセンサは、デジタルカメラ、一眼レフカメラ及びスマートフォンなどに使用されてきました。今後は、AIのディープラーニングを活用した自動運転などで、イメージセンサ（自動車の目となる部分）からの画像情報の収集と蓄積の重要性が増し、より正確な画像情報を取得する必要性が生まれます。そのイメージセンサの製造における検査過程に当社の光源装置及び瞳モジュールが用いられています。当社の光源装置及び瞳モジュールは、高度な光学設計技術により、高精度かつ高速で安定した光を照射及び制御することができます。当社の技術力及び顧客からの信頼の結果として当社の光源装置及び瞳モジュールのシェアは世界トップとなっております。今後も、成長が期待される市場にて、競争優位性を確立し、自動運転など、光にまつわるセンサを使用したIoT技術の発展に貢献してまいります。

また、当社は2019年1月に発表した中期事業計画の中で、上記イメージセンサ関連事業の他に、FA画像処理分野及びレーザー加工機分野の2つの新規分野への挑戦を掲げ、事業化に向けて積極的に推進しております。

これらの新しい事業では、当社の持つ光技術を活かし、それぞれの分野においていまだ解決されていない課題を克服することを目指しております。

上記のように、当社の光技術によって既存事業における競争優位性の確保や、新規事業において今までにない技術の開発を推進することにより、当社の企業価値向上に努めております。

#### (2) コーポレートガバナンスと経営管理体制について

当社は、持続的な企業価値の向上と、最良のコーポレートガバナンスを実現するために、独立社外取締役の2名の導入やコーポレートガバナンス・ガイドラインの策定、投資家の視点を深く組み込んだ経営及び経営管理改革等を実施してまいりました。

今後は、ホームページの充実など、株主との対話に積極的に取組み、企業価値の向上を実現してまいります。

### 2. コーポレートガバナンスについて

当社では、当社が持続的に成長し、当社の長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することが重要であると考えております。意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることが、コーポレートガバナンスの要諦であると考えております。

また、当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、社外監査役（2名）及び独立社外取締役（2名）により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。今後もコーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取組みを推進してまいります。

### Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1．本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

#### 2．本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社独立社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プランにおける独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

なお、2019年5月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

#### （1）本プランに係る手続き

##### ①対象となる大規模買付け等

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（i）当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## ②意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

### （i）買付者等の概要

（イ）氏名又は名称及び住所又は所在地

（ロ）代表者の役職及び氏名

（ハ）会社等の目的及び事業の内容

（ニ）大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ii）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（iii）買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

## ③本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト（以下、「当初情報リスト」といいます。）を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、当初情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、当初情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。また、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時



点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記④）を行うものとします。

大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として当初情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（i）対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。（延長の期間は最大30日間とします。）その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動は是非に関する勧告を行うものとします。

その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。



- (i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合  
独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。
- (ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合  
独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)～(ホ)に掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。
  - (イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
  - (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
  - (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
  - (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
  - (ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

#### ⑥取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を必ず遵守するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑧大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

#### (2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。

例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議をとった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までとなっておりますが、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
  - 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
  - 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
  - 10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表し

た「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランを本定時株主総会において議案としてお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。また、上記2. (3)に記載したとおり、本プランの有効期限は本定時株主総会終結時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を必ず遵守いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動

を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響等

##### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い、対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

##### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるた

め、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上



独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役又は(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

北 政巳（きた まさみ）（1945年 3 月26日生）

1971年 4 月 創価大学経済学部専任講師

1975年 4 月 同大学経済学部助教授

1984年 4 月 同大学経済学部教授

1988年 4 月 同大学国際部長

1998年 4 月 同大学副学長補

2004年 4 月 同大学比較文化研究所所長

2015年 8 月 当社社外取締役就任（現任）

2018年 4 月 創価大学名誉教授（現任）

田代 芳英（たしろ よしひで）（1978年 6 月26日生）

2003年 10月 奥山寛樹税理士事務所入所

2006年 11月 関野滋税理士事務所入所

2011年 9 月 田代芳英税理士事務所開設 同事務所所長（現任）

2012年 9 月 田代芳英行政書士事務所開設 同事務所所長（現任）

2015年 8 月 当社社外監査役就任（現任）

山崎 哲央（やまざき のりお）（1972年 4 月18日生）

1998年 4 月 虎門中央法律事務所入所

2005年 4 月 虎門中央法律事務所 パートナー

2007年 1 月 株式会社ジョイコシステムズ 社外監査役

2007年 8 月 株式会社シニアライフクリエイト 社外監査役

2010年 11月 一般社団法人ネクサス 代表理事（現任）

2011年 8 月 株式会社アイホー 社外監査役（現任）

2017年 2 月 当社社外監査役就任（現任）

2017年 4 月 東京北辰法律事務所設立 代表（現任）

2017年 4 月 学校法人海城学園 監事（現任）

※当社は山崎哲央氏が代表を務める東京北辰法律事務所と法律顧問業務委託契約を締結しておりますが、通常業務における法務相談の範囲内であり、顧問料の支払いについても軽微であります。他 2 氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以上



## 当社の大株主の株式保有状況

| 株主名                                                                                                                 | 所有株式数 (株)   | 発行済株式総数に対する<br>所有株式数の割合 (%) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託<br>銀行株式会社<br>(信託口)                                                                                   | 1, 159, 100 | 10. 07                      |
| P I C T E T A N D C I E<br>( E U R O P<br>E ) S A , L U X E M B O<br>U R G<br>R E F : U C I T S                     | 463, 800    | 4. 03                       |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社 (信託口)                                                                                        | 348, 600    | 3. 03                       |
| T H E B A N K O F N E<br>W Y O R K<br>M E L L O N 1 4 0 0 4 2                                                       | 312, 100    | 2. 71                       |
| 木地 英雄                                                                                                               | 305, 600    | 2. 66                       |
| 栗村 昌昭                                                                                                               | 232, 200    | 2. 02                       |
| B A R C L A Y S B A N K<br>P L C A / C<br>C L I E N T S E G R E G<br>A T E D A / C P B C A<br>Y M A N C L I E N T S | 223, 796    | 1. 94                       |
| 日本証券金融株式会社                                                                                                          | 214, 400    | 1. 86                       |
| 日本トラスティ・サービス信託<br>銀行株式会社<br>(信託口 5)                                                                                 | 183, 700    | 1. 60                       |
| T H E B A N K O F N E<br>W Y O R K<br>M E L L O N ( I N T E R N A T<br>I O N A<br>L ) L I M I T E D 1 3 1 8 0 0     | 147, 200    | 1. 28                       |

(注) 上記以外に、当社は自己株式425, 628株 (信託が保有する当社株式37, 528株を除く。)を保有しております。発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式を含む発行済株式総数に対する割合であります。

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

（1）特定大量保有者<sup>11</sup>、（2）特定大量保有者の共同保有者、（3）特定大量買付者<sup>12</sup>、（4）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（5）これら（1）から（4）までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、（6）これら（1）から（5）までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

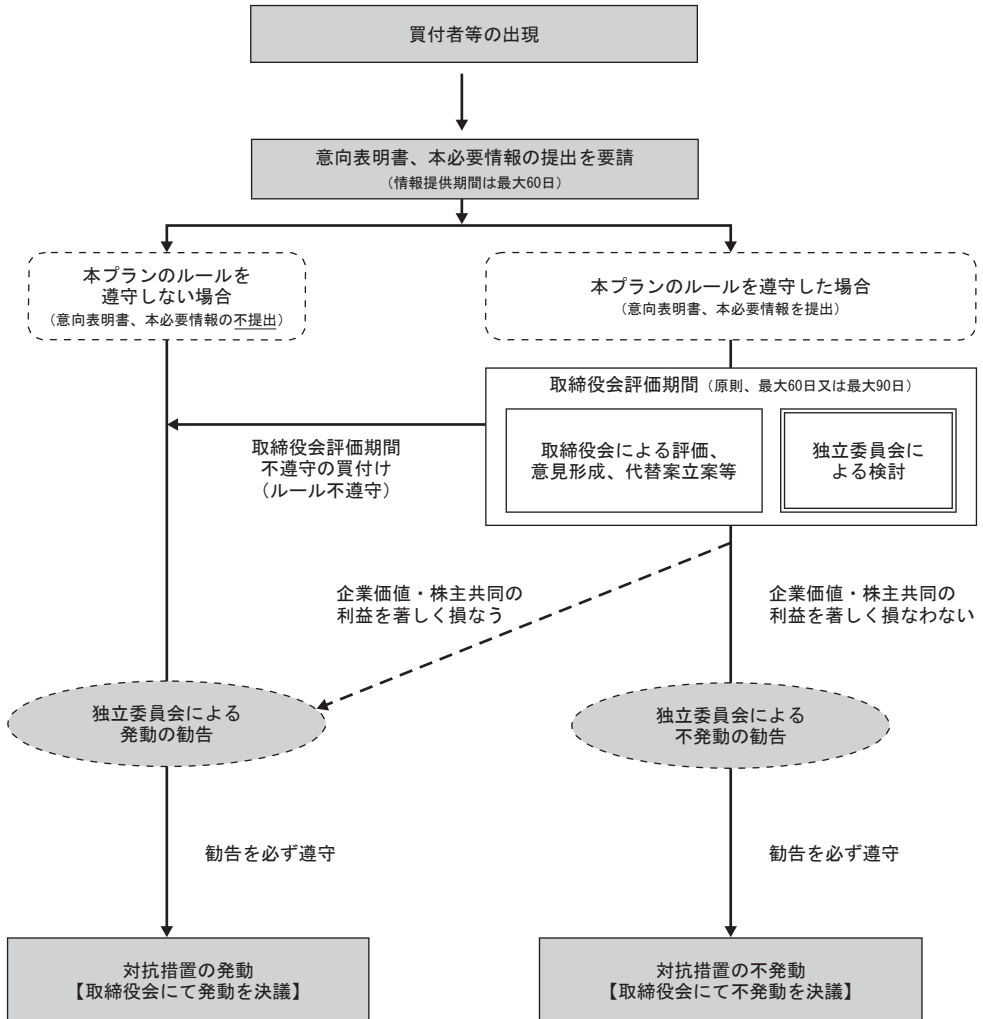
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- 
- 11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 13 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

## 本プランの手続きに関する流れ

(ご参考)



※本図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプラン内容は本文をご参照下さい。

以 上

メ 毛

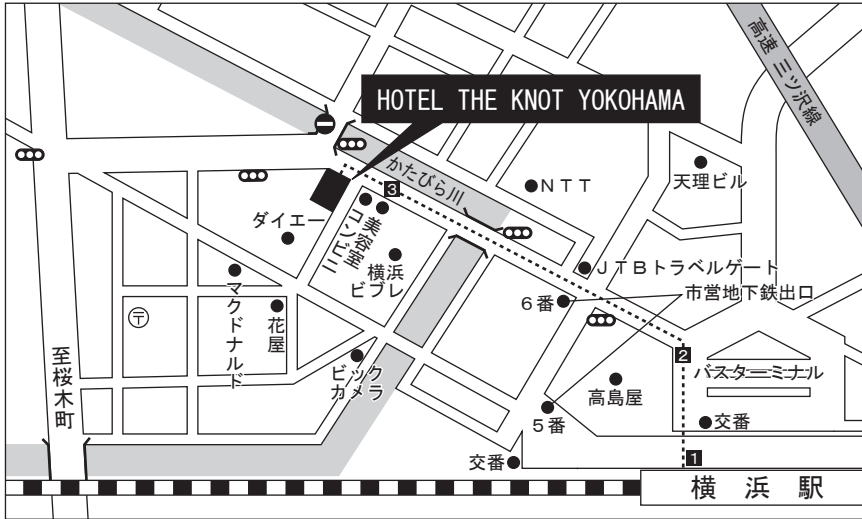
[illegible]

メ 毛

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番28号  
「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」（旧「横浜国際ホテル」） 2階 「トリニティ」



### ◆交通ご案内

J R、東急東横線、市営地下鉄、京浜急行、相鉄線、みなとみらい線

J R横浜駅西口より徒歩5分

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。